

# 令和4年度第3回公立沖縄北部医療センター 整備協議会資料

## 議事

- (1)財団法人部会について . . . . . P.1
- (2)公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の一部改正  
について . . . . . P.5

## 報告事項

- (1)令和5年度スケジュールについて . . . . . P.8
- (2)基本設計業務の進捗について . . . . . P.9
- (3)沖縄県北部医療組合等の組織体制について . . . . . P.11
- (4)整備費用について . . . . . P.13

令和5年3月24日

公立沖縄北部医療センター整備協議会

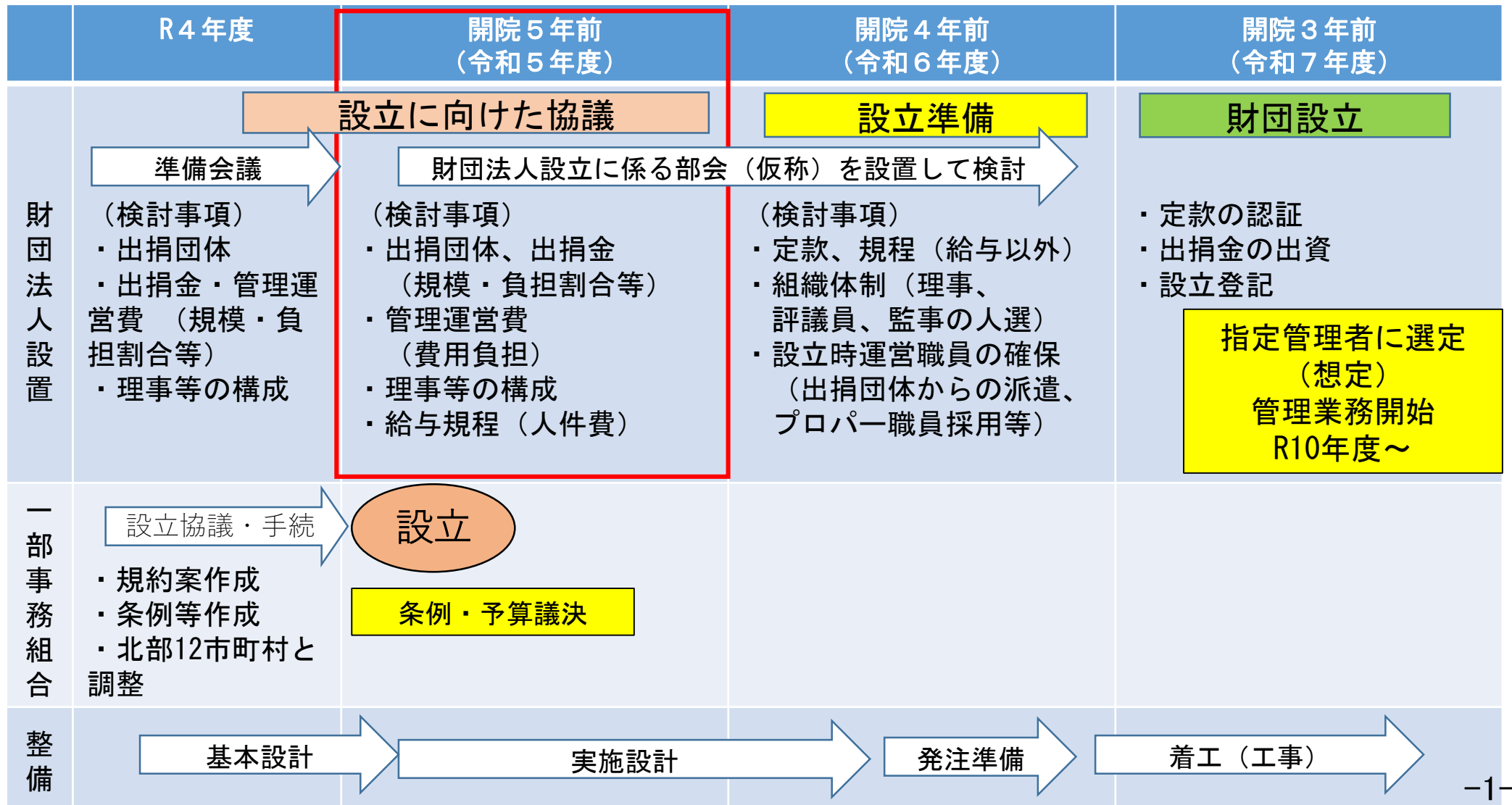
## 議事事項

(1)財団法人部会について

(2)公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の  
一部改正について

# 議事（1） 財団法人部会について

## 1 財団法人設立スケジュール



# 議事（１） 財団法人部会について

## ２ 財団法人準備会の検討状況

### （１）財団法人の設立者 沖縄県、北部12市町村、公益社団法人北部地区医師会

- 基本合意書第3条において、県及び北部12市町村は、北部医療センターの指定管理を行わせる団体として、一般財団法人北部医療財団を設立することとしている。
- また、県及び北部12市町村の同意を得て、「地方公共団体以外の法人も含めることができる」と規定しており、県及び北部12市町村による協議及び文書での確認を行った結果「公益社団法人北部地区医師会」を設立者に加えることに、全ての団体が同意し、第2回協議会で報告。

### （２）出捐金額

- 基本合意書第5条第5項に基づき、県及び北部12市町村の財団への出捐は設立時に限り行うこととし、市町村の負担は財政状況を十分勘案して行うこととする。  
また、出捐総額、各団体毎の出捐金額は、類似団体の事例、市町村の基準財政需要額や入院医療の受療動向、財団法人法に規定する出捐額の要件300万円以上などを勘案し協議を行っており、令和5年度中に決定予定。

### （３）理事及び評議員等

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、理事及び評議員が持つ権限と責任を考慮して、他県事例を参考に協議を行っている。
- 実際の病院運営を想定し、設立団体である県、市町村、公益社団法人北部地区医師会から主に選任すること、また、学識者、地域医療機関等からの選任を協議中。

# 議事（１） 財団法人部会について

## 3 財団法人部会の設置

財団法人部会は、下記事項について協議・検討する。

部会の構成員は、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領第5条第4項に基づき、幹事長が選任する。

部会	協議項目（検討させる専門的事項）
財団法人部会	財団法人設立（設立者、出捐金額、理事及び評議員、規程）に関すること

	委員	構成団体	備考
1	部会長	沖縄県保健医療部	医療企画統括監
2	委員	沖縄県病院事業局	局長推薦 担当課長など。
3	委員	県立北部病院	院長推薦 給与等の樹を行うことから事務部長など。
4	委員	北部地区医師会病院	院長推薦 給与等の樹を行うことから事務長など。
5	委員	公益社団法人北部地区医師会	会長推薦 実務責任者として事務局長
6	委員	北部12市町村	市町村長推薦 担当部長しくは課長
7	委員	沖縄県北部医療総	事務局長を想定。県派遣職員。

※幹事長が必要と認める場合には、上記メンバー以外の者の参加を認めることがある。

# 議事（1） 財団法人部会について

## 4 財団法人部会 検討スケジュール

No	日程 検討内容	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	整備 協議会	報告												報告
2	幹事会	R4第3回 協議			第1回				第2回				第3回	報告
3	部会		設置	第1回			第2回					第3回		
	①設立者		令和4年度準備会 における検討内容 の確認・振り返り											
	②出捐金額						出捐金額の検討					出捐金額の調整		
	③評議員 ・理事						人数及び構成の検討					人数及び構成の調整		
	④管理 運営費						基本的な考え方の検討					基本的な考え方の調整		
	⑤給与 規程等						基本的な考え方の検討					基本的な考え方の調整		
							2病院 給担当者 の調整など							

※検討内容の審議や作業の進捗状況等によって、開催時期や開催回数を変更する場合がある。

## 議事（２） 公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の一部改正について

### 1 整備協議会の設置目的

公立沖縄北部医療センターの基本的枠組みの詳細その他公立沖縄北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議を行う。

### 2 改正内容(設置要綱第7条関係)

(1) 令和5年4月1日に沖縄県北部医療組合を設立するに伴い、公立沖縄北部医療センター整備協議会の**庶務に沖縄県北部医療組合を加える。**

(2) 整備協議会の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課と沖縄県北部医療組合の共同で処理する。

### 3 改正理由

沖縄県北部医療組合が公立沖縄北部医療センターの建設整備の主体となること、また医療政策課においても、引き続き、財団法人の設立準備や医療従事者の確保並びに財源確保に向けた取組を進めることとしており、連携して整備協議会を運営する必要がある。

公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱\_\_新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課及び<u>沖縄県北部医療組合</u>において処理する。</p> <p>第8条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。</p> <p>第8条（略）</p>



#### 4 幹事会の設置目的

整備協議会に付議する事項について協議及び調整を行う。

5 整備協議会設置要綱の改正にあわせて、幹事会運営要領を以下のとおり同様に改正する。

### 公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領\_\_新旧対照表

改正後	現行
第1条～第7条（略）  （庶務及び幹事会等に係る調整） 第8条 幹事会等の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課及び沖縄県北部医療組合において処理する。 2（略）  第9条（略）  <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u>	第1条～第7条（略）  （庶務及び幹事会等に係る調整） 第8条 幹事会等の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。 2（略）  第9条（略）

## 報告事項

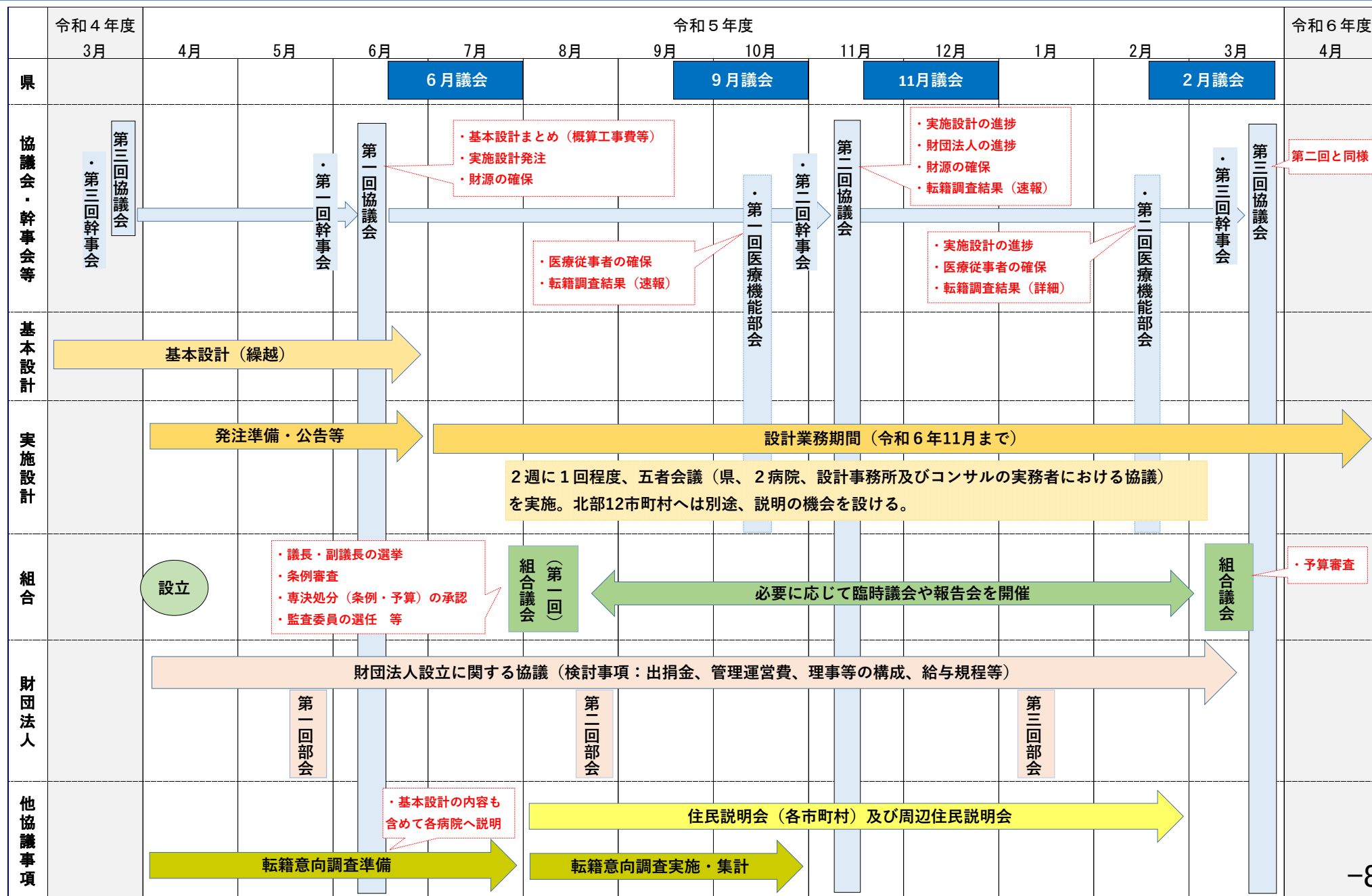
(1)令和5年度スケジュールについて

(2)基本設計業務の進捗について

(3)沖縄県北部医療組合等の組織体制について

(4)整備費用について

# 報告（1）令和5年度スケジュールについて



# 報告（２）基本設計業務の進捗について

## 1 現在の契約の状況

- (1) 設計者：(株)内藤建築事務所・(株)エー・アール・ジー・(株)設備研究所 設計共同体
- (2) 当初設計期間：令和４年９月～令和５年３月末まで（７ヶ月）  
変更設計期間：令和４年９月～令和５年６月末まで（１０ヶ月）
- (3) 当初契約額：１億６,４０５万４,０００円  
変更契約額：１億６,９２０万円（５１４万６千円増）  
変更理由：交通量調査の実施、地盤調査における掘削深度の延長

## 2 現在の進捗状況

- (1) 設計期間の延長  
当初の７ヶ月から３ヶ月延長し、工期を令和５年６月末までとする。  
なお、実施設計の公募に約３ヶ月を要するため、全体工期及び開院時期への影響はない。
- (2) 延長理由  
令和４年９月以降、両病院幹部の会議、病院現場の部門ヒアリング、建築費高騰の影響を低減するための床面積圧縮の調整等を重ねてきており、多数の要望に応えるため設計期間を延長する必要があるため。
- (3) 会議等（３月１５日時点）  
両病院幹部の会議：１２回  
部門別ヒアリング：３０回

#### (4) 住民説明会

令和5年1月30日から2月9日にかけて、北部12市町村全てで住民説明会を実施。併せて名護市大北・大西・大中の周辺住民を対象にした説明会を実施。

主な質問としては、医療従事者の確保策、救急・透析などの医療機能の強化、病院送迎バスの運行、附属診療所への支援、一部事務組合の役割などに関する要望や確認があった。

実施日	市町村名	参加者数
2月2日(木)	名護市	145名
2月9日(木)	名護市建設地周辺	56名
2月7日(火)	国頭村	18名
2月7日(火)	大宜味村	20名
1月31日(火)	東村	25名
1月30日(月)	本部町	28名
1月31日(火)	今帰仁村	26名
2月1日(水)	宜野座村	17名
2月3日(金)	恩納村	32名
2月6日(月)	金武町	13名
1月30日(月)	伊江村	57名
2月1日(水)	伊是名村	56名
2月8日(水)	伊平屋村	29名
	計	522名

**建設地周辺三区(大北区・大西区・大中区)を対象とした公立沖縄北部医療センターに関する**  
**住民説明会**開催のお知らせ 申込不要

**日時** 令和5年2月9日(木) 18:30~20:30

**場所** 北部合同庁舎 2階(大会議室)  
※北部合同庁舎の駐車場には限りがございますので、名護市役所又は名護市民会館の駐車場をご利用ください。

北部医療センターの整備を推進するにあたり、北部12市町村の住民の皆様へ、新たに整備する病院について理解を深めてもらうとともに、住民の皆様のご意見をお聞きする機会として住民説明会を開催いたします。





木陰をつくる  
ガジュマル



アサキ(東層)  
窓非連続的な床面や  
カブリ等のテラント誘致も可能



外菜  
琉球石灰岩  
壁付 カブリ  
総合案内  
『やんばるホーカル』

※内容はイメージ図であり、今後の検討により変更になる可能性があります。

**【コロナウイルス感染症予防対策】**

- ・発熱(37.5℃以上)・咳等体調がすぐれない方は、入場をお控え下さい。
- ・マスク着用のご協力をお願いします。
- ・こまめに手洗い、手指消毒にご協力をお願いします。
- ・参加者が多数の場合は、入場をお断りする場合がございます。

お問い合わせ 沖縄県医療政策課北部医療センター整備推進室 電話:098-866-2111 FAX:098-866-2714  
名護市企画部企画政策課 電話:0980-53-1212 内線213

# 報告（3） 沖縄県北部医療組合等の組織体制について

## 1 組合の組織

組合に事務局を置き、事務局に総務課及び施設整備課を置く。

## 2 事務局の人員体制

県からの派遣により次の9名を配置。

□事務局長：課長級（事）1名

□総務課：主幹（事）1名、班員（事）3名

□施設整備課：課長級（技）1名、班員（技）3名

## 3 事務所の設置場所

沖縄県北部合同庁舎（名護市大南1-13-11）の1階（旧旅券センター）に事務所を設置。

#### 4 県医療政策課の体制

北部医療センター整備推進室を改編し、「北部医療センター・医師確保推進室」を設置。財団法人設立準備や医療従事者の確保並びに財源確保に向けた取組を行うため、次の3名を配置。

□室長(事)1名、主幹(事)1名、班員(事)1名

# 報告（４） 整備費用について

## 1 公立沖縄北部医療センター整備費用の増加見込及び財源確保

総事業費 約280億円

(土地購入・造成費16.3億円、建物・構築物214.1億円、機器備品48.8億円)

物価高騰  
+α

- (1) 整備基本計画(令和 年 3 月)時点の費用 建物・構築物 279.2億円
- (2) 地方交付税対象となる単価を適用した 掛 費用 建物・構築物 317.7億円  
(整備基本計 時点の建築費用214.1億円×1.18=252.6億円 +38.5億円)

整備基本計画時点では過去の県立病院及び民間病院の建築費等から整備費用を試算。

当該整備費用について、国は、物価高騰への対応として、令和5年度から地方交付税の対象となる建築単価を引き上げる(18%増)こととしており、この引き上げ率を適用すると、建築費用の増加が見込まれる。

整備費用は、今後の建築資材や医療機器の物価高、労務単価上昇の影響により更なる増加の可能性がある。

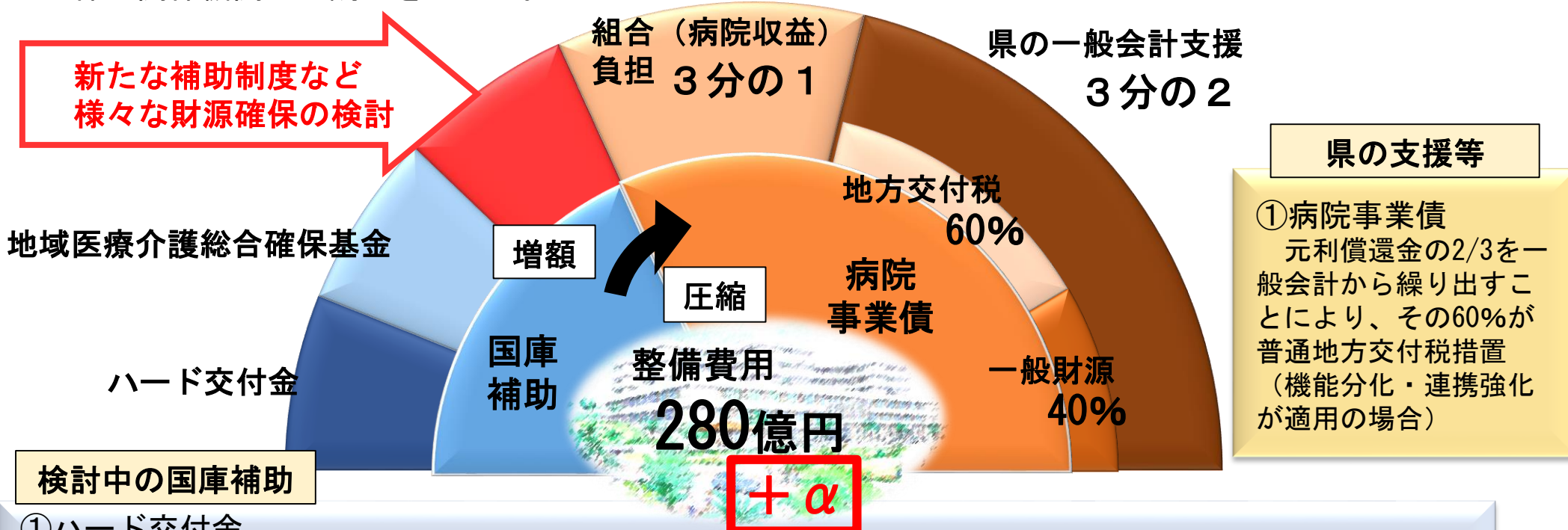
## 2 財源確保の必要性

整備基本計画時点では、経常収支及び手元資金を表す資金余剰とも黒字であったが、物価高騰に伴う影響を考慮すると、整備基本計画時点で試算した国庫補助額では、開院後数年間は資金余剰が不足し赤字となる可能性があり、新たな財源の確保が必要となっている。



### 3 財源確保に向けた今後の取組方針

北部医療センターの整備費用について、引き続き費用の精査を図るとともに、真に必要な病院機能に求められる施設・設備計画を検討し費用等の圧縮に努める。また、併せて国庫補助財源等を増額し病院事業債を圧縮することによって、病院開院後の安定的な経営の実現を図る。そのため、様々な財源確保に係る関係機関との調整を進める。



#### ①ハード交付金

老朽化等に伴い移転新築に要する経費を補助 補助額＝補助対象施設毎の面積または基準額× $\frac{3}{4}$

#### ②地域医療介護総合確保基金

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業などに活用 国 $\frac{2}{3}$  県 $\frac{1}{3}$

#### ③新たな補助制度など様々な補助金確保の検討

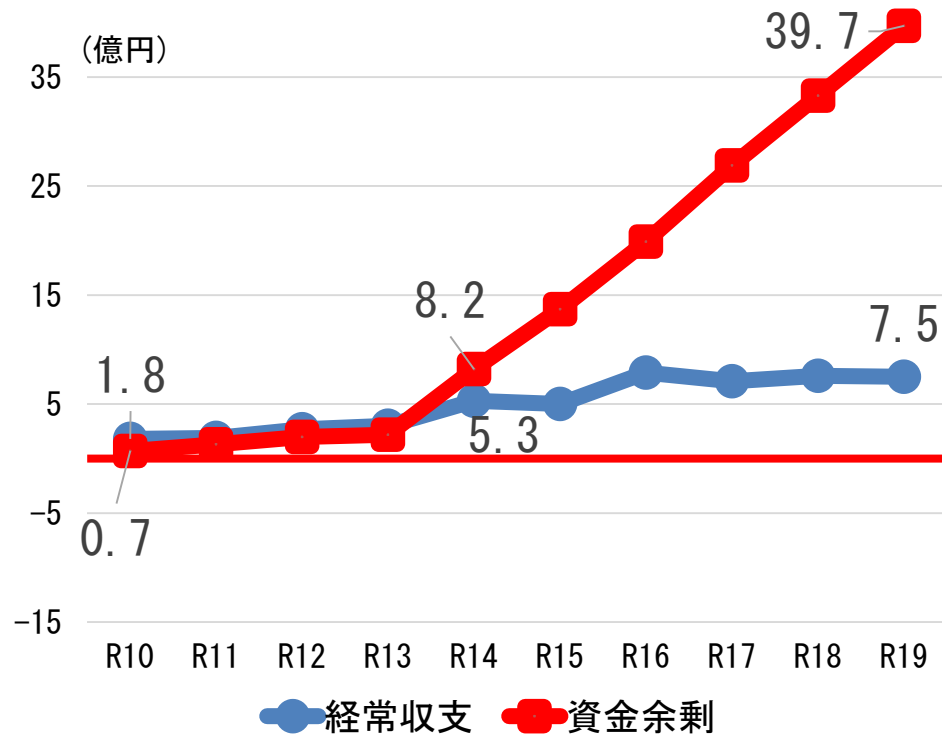
内閣府からは、他県と比較し充実した病院整備の補助制度がある中、総事業費× $\frac{8}{10}$ の新たな補助制度の事業化は困難との意見。今後は、琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）や医療DXなどのハード交付金の補助対象外の施設・設備に限定した補助について内閣府と調整

## 4 財源別補助額と収支シミュレーション

### 整備基本計画時点

- ・開院時の経常収支は約1.8億円の黒字
- ・開院当初から経常収支、資金余剰がプラス
- ・累積資金余剰がマイナスになることはなく10年目は約39.7億の累積資金余剰を確保見込

⇒安定的な医療提供体制を確保



### 物価高騰等に伴う整備費用増の場合

- ・開院時からの経常収支が赤字となる可能性
  - ・単年度資金余剰について黒字が確保できず、開院後数年間は、手元資金の不足が懸念
- ⇒人材、医療機器への投資ができず、安定的な医療提供体制の確保が困難となる可能性

